

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置について

1. はじめに

金融庁は、本年10月30日に政府・与党によって決定された「生活対策」を受け、金融機関が借り手に対する返済条件の緩和を柔軟に行えるように、11月7日、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（以下「マニュアル別冊」といいます。）を改定しました。

以下、本コーナーにおいて、改定監督指針及び改定マニュアル別冊の概要等について説明します。

2. 監督指針・マニュアル別冊改定の経緯・目的

中小企業をとりまく現下の経済情勢が厳しいなかで、金融機関が既存の融資について柔軟に貸出条件の緩和（返済期間延長・金利減免等）に応じることができれば、借り手企業の資金繰りや経営の改善が図られ、さらには借り手企業の経営改善の結果、金融機関が抱える信用リスクの軽減にもつながります。

他方、借り手が「返済期間延長」や「金利減免」などといった条件変更を要請しても、条件変更に応じると、その債権が貸出条件緩和債権（不良債権）に該当するおそれがあり、その場合、不良債権比率や引当率が上昇することになるため、金融機関が柔軟な条件変更に応じにくいとの事情がありました。

監督指針の規定上、借り手を支援する目的で、借り手に有利となるような貸出条件の変更をした場合、その債権は原則として貸出条件緩和債権となり、銀行法及び金融再生法の体系上、不良債権に該当してしまいます。

しかし、監督指針では、その例外として「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」（以下「実抜計画」といいます。）が策定されていれば、条件変更が行われた場合でも、貸出条件緩和債権に該当しない取扱いを規定しています。

こうした例外規定があるにもかかわらず、実際には中小企業に対する適用は必ずしも一般的ではありませんでした。なぜかと言うと、実抜計画の要件として、「概ね3年後の当該債務者の債務者区分が正常先となること」が求められていますが、中小企業においては、リストラの余地も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかるため、3年で正常先になる計画を策定するのが難しいとの特性があるからです。

また、3年で正常先になるような計画となると、債権放棄などの大きな金融支援が必要となるケースが多く、金融機関側からみて、そうした計画の策定は難しいとの声がありました。

そこで、こうした中小企業の特性を踏まえ、金融機関が条件変更により柔軟に応じることができるような環境の整備に向けて、監督指針及びマニュアル別冊を改定することとしました。

3. 改定の内容

● (1) 経営改善計画の期間を延長（3年から5年）

中小企業についてはその特性を踏まえ、正常先に至るまでの期間を「概ね5年」に延長しました。

具体的には、監督指針の「概ね3年」という規定について、「企業の規模に応じた延長が認められる」ことを、また、「債務者が中小企業の場合には、マニュアル別冊を参照すること」を追記しました。そして、これを受ける形でマニュアル別冊において、中小企業については「概ね3年」を「概ね5年」と明記しました。

この改定により、これまで「要管理先」とされていた借り手が「その他要注意先」となる事例や、そもそも「要管理先」となることを恐れて金融機関が条件変更を積極的に行わなかった借り手についても、新たに実抜計画が策定される事例等が出てくることが期待されています。

例えば、経営状態からは「破綻懸念先」と判断されるものの、5年間で正常先となるような合理的で実現可能性の高い経営改善計画を策定することにより、「要注意先」とみなされる中小企業があったとします。今までであれば、この中小企業は、計画に伴い元本返済猶予等の条件緩和が行われた結果、要注意先のなかでも「要管理先」と判断されていたと考えられますが、今回の改定によって、5年間の経営改善計画をもって条件緩和債権に該当しないとの取扱いが可能となったことから、「その他要注意先」と判断されることになります。

また、金融機関が「破綻懸念先」の中小企業について、3年の経営再建計画を策定しようとする多額の債権放棄が必要になってしまうことから、計画を策定できなかったケースでも、今回の改定により、5年の計画が認められることから、金融機関にとっても過度な負担をせずに無理のない再建計画を策定できるようになります。

さらに、「その他要注意先」の中小企業から早めの経営改善のために5年間にわたる改善の見通しとともに条件変更の要請があった場合、今までであれば、条件変更に応じてしまうと不良債権になってしまうのを嫌って条件変更に応じなかった金融機関も、今回の改定により、柔軟に条件変更に応じることが可能となります。

● (2)経営改善計画の期間を柔軟化

正常先となる期間を「概ね5年」に延長したことに加え、特例として、順調に進捗している計画については、より長期であっても認められることになりました。

具体的には、経営改善計画が概ね計画通り(売上高や当期利益が計画比して概ね8割)に進捗している場合には、最長10年以内の計画についても5年の計画と同様に扱えることです。

例えば、残存期間10年の経営改善計画について、過去の進捗状況が概ね計画通りであり、将来的にも順調な推移が見込まれる場合には、同計画を実抜計画として扱うことが可能となります。また、新たに10年の計画を策定した場合、当初は「要管理先」として判断されるものの、その進捗状況が確認できれば、それ以降、実抜計画として扱うことが可能となるため、「その他要注意先」になります。

なお、この点について、金融検査における当面の運用として計画期間が5年を超え10年以内であり、かつ、明らかに達成困難であるとは認められない場合には、進捗状況が確認できない計画策定直後であっても、概ね計画通りに進捗しているものとして扱うことにしています。

● (3)計画終了時の債務者区分に係る柔軟化

計画期間の延長に加え、計画終了時の債務者区分についても、一定の柔軟化を図りました。

具体的には、仮に計画終了時に債務者区分が「正常先」とならない場合であっても、計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できるのであれば、債務者区分は「その他要注意先」であっても差し支えありません。

例えば、5年後の計画終了時に「正常先」の状態まで改善が進むかどうかは定かではないとしても、少なくとも金融機関による追加的な金融支援なしに自力で債務の返済に十分なだけのキャッシュフローを確保できる見通しがあるような場合には、計画終了時の債務者区分が「要注意先」であったとしても、実抜計画とみなせま

● (4)計画期間中の金利要件の廃止

実抜計画であるかどうかの判定にあたり、「概ね5年後に正常先」となることに焦点を絞り、条件変更後の総合的な採算についての要件を撤廃いたしました。

具体的には、今までは、監督指針上、実抜計画と認められる要件として、計画期間中一定の利回りが確保されていることが求められていましたが、今回、この規定を削除し、実抜計画であるかどうかの判定を「概ね5年後に正常先」となるような計画であるか否かという要件のみで判断することになります。

例えば、今までであれば、条件変更を伴う計画を策定するにあたって、一定の利回りの確保という要件を満たすため、条件変更の内容に制約がかかり、結果的に実現可能な計画が策定できないといったケースもありましたが、こうした要件が削除されことにより、計画が立てやすくなるとともに、条件変更についてより柔軟に対応できるようになりました。

なお、この部分は監督指針の改定であることから、大企業等についても「概ね3年後に正常先」となるのであれば、金利水準にかかわらず、貸出条件緩和債権に該当しないこととなります。

● (5)計画の検証における対応

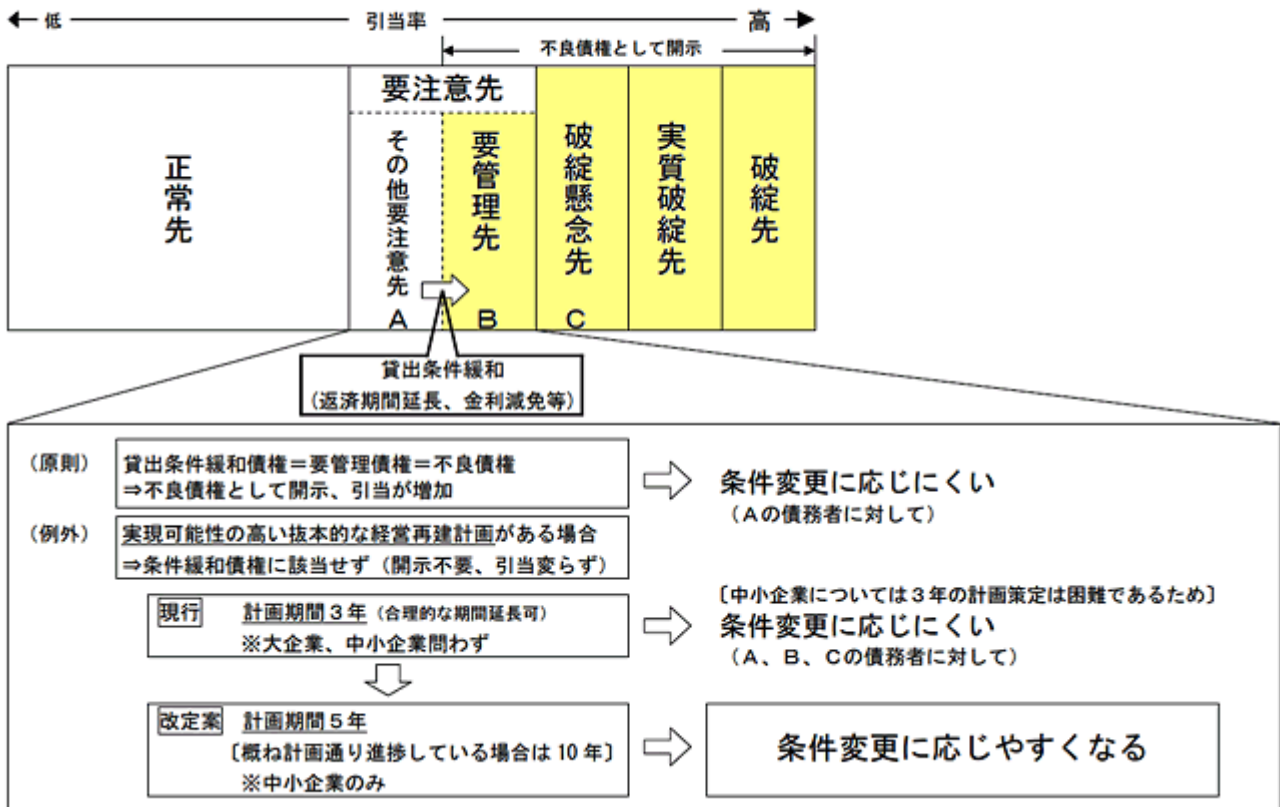
計画に関する諸条件については(1)～(4)のような改定を行いました。そもそも一般に中小企業は、大企業のように大部で精緻な計画を策定することは困難です。このため、中小企業については、大企業のような計画策定は求めない点を明確化しました。

具体的には、「経営改善計画がなくとも、経営改善の見込みが確認できれば計画がある場合と同様に扱う」ことを、マニュアル別冊に明記しました。これにより、債務者が計画を策定していない場合であっても、例えば、借手企業側に、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新製品等の開発計画や収支改善計画などがある場合、あるいは、金融機関の側で中小企業の実態をきめ細かく把握したうえで作成・分析した資料がある場合などには、これらに基づいて経営改善の見込みを判断することも可能となります。

なお、前記(2)に関し、5年を超える計画の進捗状況について判断する際に、例えば、進捗状況が当初の計画を下回り「概ね8割」に満たない場合でも、こうした進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、その後の業績改善が期待され、返済に十分なキャッシュフローの確保が見込まれるような場合には、実抜計画があると判断できます。

なお、今回の改定は、中小企業の特性に着目したものであり、恒久的な取扱いとなっていることも重要なポイントとなっています。

～貸出条件緩和債権の見直しについて～



4. 今回の改定を踏まえた検査・監督現場、金融機関及び中小企業への周知について

今回の見直しが実際に中小企業の資金繰りや経営の改善につながるためには、金融機関が実際に柔軟な対応を行うとともに、金融検査・監督の現場においても適切な対応が確保されること、そして、何よりも借り手の中小企業に今回の改定の内容を知っていただき、金融機関と話し合いを行っていただくことが重要と考えています。特に、今後年末に向けて中小企業の資金繰りが一層逼迫することが予想されることから早急な対応が必要です。

このため、11月7日の改定と同時に、財務局を含めたすべての検査・監督担当官に対して、今回の改定の趣旨を徹底するように中川金融担当大臣から文書によって直接指示が行われました。この大臣指示を徹底するため、既に、本庁検査官及び全財務局の検査監理官への説明を行ったほか、本庁職員が全国の財務局に赴き、現場の検査官及び監督担当への説明を行いました。

金融機関に対しては、条件緩和の対応を含め中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応をより一層徹底していただくよう、同じく11月7日に、各金融団体に対して要請文を発出するとともに、財務局からも管轄下の金融機関に対し、個別金融機関毎に同様の要請を行っています。また、政府系金融機関や信用保証協会等に対しても、各所管官庁の協力を得ながら、同様の要請を行っています。

さらに、改定内容の理解を深めていただくため、各金融団体の主催で金融機関の実務担当者を対象とした説明会を開催し周知を図っています。

借り手である中小企業に対しても、力を入れて周知しています。中小企業庁の協力を得て、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び商店街振興組合の中小企業関係4団体に対し、会員であるの中小企業への周知に係る要請文を発出しました。

また、今回の改定のポイントを分かりやすく記載した中小企業向けのパンフレットを35万部作成し、全国の各財務(支)局、経済産業局、全国の中小企業関係団体、法人会、税理士会及び青色申告会に送付するとともに、当庁及び各財務(支)局のウェブサイトに掲載しました。さらに、マニュアル別冊の中小企業向け説明会等の際に、この中小企業向けのパンフレットを用いて周知を図っています。

※ 今回改定された監督指針及びマニュアル別冊の内容については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[『中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置』](#)(平成20年11月7日)にアクセスしてください。

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと言って、返済条件の変更に応じてくれないんです…。

今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。



※ 条件緩和(返済条件の変更)とは…

- ・金利の引下げ
- ・金利・元本の支払い猶予
- ・返済期限の延長
- ・債権放棄

など借り手にとって有利となる取決めをすることです。



検査官 金融検太郎

改定前

不良債権にならないためには…

- ・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- ・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに…

- ・ 大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進捗しない場合も少なくありません。

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- ・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。(原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで)
- ・ 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…

- ・ 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- ・ 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

そこで…

これまで…



A銀行

3年以内に経営改善する計画が必要です。
5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね…。

赤字で資金繰りが苦しいので、金利は払いますから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。



水産加工業者B社

これからは…



A銀行

② 5年後には経営が改善するんですね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。

④ そうであれば、例えば、
・経費の削減予定
・売上げが増加する見通し
等のシナリオがあれば大丈夫です。

⑥ シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見通しを分析してもいいですよ。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。

① 最近、資金繰りが厳しいんですよ。元本返済をしばらく待ってもらえませんか。そうすれば、5年後にはきちんと返せるようになりますが…。

③ でも、計画なんてどう作っていいかわからないわ…。

⑤ えっ、自分で作らなくてもいいんですか。

⑦ お願いいたします。一緒に相談しましょう。



飲食店C社

お問い合わせ先

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課 (沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1111	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-353-6351
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		